

する件及び船員食料確保に関する特別措置の件
右閣議に供する。

指令案
例文

運輸省運輸事務官 船員局事務官 田

海員第一七号

昭和二十三年一月十九日

運輸大臣 北村 徳太郎

内閣総理大臣 片山 哲 殿

閣議申請

船舶運管会所属船員の待遇改善に関する件及び船員食料確保に関する特別措置の件を別紙案によつて閣議におはかり願ひたい

運輸省海運總局

船舶運管会所属船員の待遇改善に関する件 (二三・二〇)

閣議決定案

昭和二十二年四月

一 政府は、昭和二十二年十二月八日船員中央労働委員会によつて行われた船舶運管会所属船員の待遇改善に関する調停によつては左のとおり措置する。

(イ) 基準賃金は、家族手当を含め現給與の六割増とする。

(ロ) 家族手当は一人月五〇〇円とする。

(ハ) 七月に遡及する。

(ニ) 食料金については附帯費を含め一人月平均

一五〇〇円を以て船員法所定の食料を支給せしめる。

(四) 学務手当其他の給與の増額は之を承認する。

二 前項の食料金をもつて船員法所定の食料支給を可能ならしめるため、政府は別に定める「船員食料確保に関する特別措置の件」により強力なる措置を講ずるものとする。

三 勤労所得税の改善に關しては税制体系整備の
際考慮する。

船員食料確保に関する特別措置の件 (ニニ、ニニ)

閣議決定案

船員法に定められた船員に支給すべき食料を確保するため左の特別措置を講ずる。

一 船員に対する主要食料の配給に關しては優先配給を行うとともに海上勤務の特性に鑑み米麦その他良質の主食を以て配給すること。

二 船員用味噌二五〇匁、醬油四合、その他調味料の配給を確保すること。

三 船員用副食物の配給は、量質ともに優先配給を行い、船員法所定基準を確保すること。

四 船員の食料確保のため左の措置を講ずること。

中央及び地方に船員食料確保委員会を設置し、食料の確保を強力に

推進する。

右委員会は、中央にあつては運輸大臣を会長とし、運輸省、農林省、大蔵省、経済安定本部及び労資代表並に関係食料供給業者代表等をもつて構成せられ、地方にあつては、海運局長（又は海運監理部長）を会長とし、海運局一又は海運監理部一、府縣、食料事務所、経済安定局及び労資代表並に関係食料供給業者代表等をもつて構成されるものとする。

只、食料事情により必要あるときは、船舶食料供給業者に対し産地直接買付の道を用ゐること。

運営会所属船員の待遇改善に關する

閣議決定参考資料目次

昭和廿三年四月

（二三、一、二〇）

- 一、船員中央労働委員会調停案
- 二、調停案に対する海員組合回答
- 三、調停案に対する運営会回答
- 四、調停成立覚書
- 五、船員食料支給に關する船員法抜萃
- 六、組合要求、調停案並に現状比較
- 七、調停案妥諾による運営会予算増額調
- 八、運営会諸経費分拆図
- 九、各産業労働者賃金比較表
- 十、船員に対する食料の配給確保に關する通牒

昭和二十二年十一月八日

船員中央労働委員会

全日本海員組合対船舶運管会争議

調停委員会委員長

調停案

福原敬次

【まえがき】

昭和二十二年十一月十五日、船員中央労働委員会（以下「船員会」とす）において全日本海員組合より「の申請と受理した本争議の調停に同意しては、調停申請項目の広汎なること、新船員法実施後にあつて最初に発生したる全大型船員に關する重大問題たることに鑑み、本調停委員会は、争議の内容と調停の結果の及ぼす影響とを極め、慎重に検討、審議を進めた結果、ここに調停案を提示するに至つたのである。

調停委員会の経過の概要は、

申請受理以来、公府、非公府併せて十四回の委員会を開催し、公用会議において、主として組合の要求に關する説明、並びに運管会の対策及び見解を詳細に聴取し、調停委員と両当事者説明員との質疑応答を重ね、更に参考の若中央労働委員会の調停経過をも聴取したものである。ここに於いて各委員は、あらゆる角度から検討を行い、調停を進めるべき線と審議した結果、賃銀問題と食糧問題に主力をそそぐこととするも、全調停項目に

ついで結論を述べ方針を定めたのである。この為遂に本案の提示は、労働
委員会の期間を約十日遅延するの止むなきに至つた。
調停委員会の席上では、各項目、就中賃銀問題について、労働者側委
員と使用者側委員との意見が相対立し、激しい論戦が交されたのであるが、
遂にこれに示す調停案を採製することになり成功したのである。各委員間
は、反対があつた事項について、多岐にわたる議論がなされ、本争議の解決
に努力するとの中合が成立した。各項目に關する支配的意見は調停案本
文中に概説せられてある。

【本文】

調停を申請された事項は、一、細目は略す、
一、船員生活費の基準とする最低賃銀制の確立
二、諸手当の増額
三、新船員法所定の労働条件の即時実施
四、職務手当の制定
五、船内食料の完全支給
六、結婚資金の支給
七、船内文化費の増額
八、船内文化費の増額
九、船内文化費の増額
十、船内文化費の増額
十一、船内文化費の増額
十二、船内文化費の増額
十三、船内文化費の増額
十四、船内文化費の増額
十五、船内文化費の増額
十六、船内文化費の増額
十七、船内文化費の増額
十八、船内文化費の増額
十九、船内文化費の増額
二十、船内文化費の増額
二十一、船内文化費の増額
二十二、船内文化費の増額
二十三、船内文化費の増額
二十四、船内文化費の増額
二十五、船内文化費の増額
二十六、船内文化費の増額
二十七、船内文化費の増額
二十八、船内文化費の増額
二十九、船内文化費の増額
三十、船内文化費の増額
三十一、船内文化費の増額
三十二、船内文化費の増額
三十三、船内文化費の増額
三十四、船内文化費の増額
三十五、船内文化費の増額
三十六、船内文化費の増額
三十七、船内文化費の増額
三十八、船内文化費の増額
三十九、船内文化費の増額
四十、船内文化費の増額
四十一、船内文化費の増額
四十二、船内文化費の増額
四十三、船内文化費の増額
四十四、船内文化費の増額
四十五、船内文化費の増額
四十六、船内文化費の増額
四十七、船内文化費の増額
四十八、船内文化費の増額
四十九、船内文化費の増額
五十、船内文化費の増額
五十一、船内文化費の増額
五十二、船内文化費の増額
五十三、船内文化費の増額
五十四、船内文化費の増額
五十五、船内文化費の増額
五十六、船内文化費の増額
五十七、船内文化費の増額
五十八、船内文化費の増額
五十九、船内文化費の増額
六十、船内文化費の増額
六十一、船内文化費の増額
六十二、船内文化費の増額
六十三、船内文化費の増額
六十四、船内文化費の増額
六十五、船内文化費の増額
六十六、船内文化費の増額
六十七、船内文化費の増額
六十八、船内文化費の増額
六十九、船内文化費の増額
七十、船内文化費の増額
七十一、船内文化費の増額
七十二、船内文化費の増額
七十三、船内文化費の増額
七十四、船内文化費の増額
七十五、船内文化費の増額
七十六、船内文化費の増額
七十七、船内文化費の増額
七十八、船内文化費の増額
七十九、船内文化費の増額
八十、船内文化費の増額
八十一、船内文化費の増額
八十二、船内文化費の増額
八十三、船内文化費の増額
八十四、船内文化費の増額
八十五、船内文化費の増額
八十六、船内文化費の増額
八十七、船内文化費の増額
八十八、船内文化費の増額
八十九、船内文化費の増額
九十、船内文化費の増額
九十一、船内文化費の増額
九十二、船内文化費の増額
九十三、船内文化費の増額
九十四、船内文化費の増額
九十五、船内文化費の増額
九十六、船内文化費の増額
九十七、船内文化費の増額
九十八、船内文化費の増額
九十九、船内文化費の増額
一百、船内文化費の増額

記

第一、

船員生活費を基準とする最低賃銀制の確立
本件に關する組合案の内容を要約すれば次の如きものである。

(一) 予備中の船員最低生活維持するための、一消費率理論生計費

一三四四の四カロリ、エネルギー七、〇％によつて、予備船員

最低賃銀基準を求め、更に現行船員給与の体系に副つて乗船中の

賃銀を定めた結果として、新家族手当を一人につき五百円とする

とき、現行収入より家族手当を除いたもの、二倍となる。従つて

理論生計費に使用した資料の基準たる本年七月に遡及、右の倍率

一総収入に二倍は二二二倍となる。一賃銀を支給せられたり、

新賃銀においては、加給金制度を廃止し、不当に低額な現本給を

是正、新本給を決定せられたり、

(二) 組合要求に対し運営会より、諸種の資料に基き新給与総額は現船

員給与総額の五割増へ新家族手当五百円を含む一程度としたい、との

対案の本案委員会に提示せられた。

(三) 右について本案委員会は、物価の変動、船員の置かれてゐる特殊な

労働環境、新船員法の実施による諸種労働条件基準の根本的改正等の

事情に鑑み、現行賃銀は改定の要があるものと認め、その線に副つて審

議を進めることにしたのである。その結果として、次の原則について

は全員の意見が一致した。

(四) 予備中の船員は、乗船勤務が後に控えてゐるのであるから、来る

べき海上勤務の予備を保持するために、予備船員の期間において生

活

(12)

海上労働と云う特殊の状況に對する賃銀の程度、換言すれば、東船中と予備中賃銀の比率に關するは、論の分れるところであり、果に決定は極めて困難であるといふべきを得る。是に關しては、現在船員給天會議会が精細な検討を行いつつある。未だ結論を得るに至つていない。実情にも鑑み、本委員会としては、目下のところ三月調停の線に附することゝ妥協と認め、従つて本調停において設定せられる賃銀は、既く暫定のものであり、本格的給与の改正に對する影響を及ぼすものではない。

(13)

現行船員賃銀は、陸上労働者中、比較的低く、本年七月に於いては、新物価体系の改定等によつて見ると、従つて七月に遡及し、次の措置をとることには不當でない。如何なる方法によつて新賃銀を求めべきかについては、労働者側委員、組合要水の如く理論的計費によるものが最も適当であるといふ。従つて、現行賃銀水準、全船員の支出等と動業とを比較し、更に一級賃銀水準、全小工の支出等と動業とを比較し、其の相違を論議を進めた結果、理論上の賃銀水準を、労働者側委員の意見として、現在の中

(四)

備に鑑み、又理論生計費構成の技術的面より見ても、今直ちにこの事を採用するには多くの難点がある。又あらゆる条件を参考とし修正するとしても、具体的に陳を引く場合において技術的困難と種々の議論を伴うにより、総理庁統計局の消費賃者価格調査をもつては、信憑すべき資料と見做し、これに基き、更に他の諸条件を考慮して改正を行うべきである。

この結論を得るに至つた。消費賃者価格調査の如何なるものを選択すべきかについて議論はあつたが、中央労働委員會の先例をも考慮して、一応本年十二月まで甚しき変動なきものゝ假定のもとに、七、八、九月の資料に基き、中労委のそれを採用することとした。

以上の諸原則に基いて、諸種の計算方法が採られ、換算が加えられ、たゞであるが、別表(四)に不計算式と数字を採用することとした。尚労働者側委員よりは、若しか、ある方法による場合は別表(四)の算式と数字によるべきであるとの案が金さ小たる経過に鑑み参考として例示する。

新家族手当と世帯何る額にすべきかは議論のあつたところなるも、以上によつて算出されるべき新賃銀額内に占める比重及び平均扶養家族の消費單位等と睨み合わせ、且又、組合要水と運営会対策との一致せる実より見て、五百円程度は妥當なりと認め、に至つた。

前述せるところにより本委員會は、船舶運賃會所屬船員の暫定基準賃銀は、次によつて設定すべきであるとして認めたるをもつて、兩当事者は、速かにこの線に副い実施に必要を協定を行ふよう措置せられたい。

(五)

(六)

以上を要するだけの賃銀を支給するは要がある。

- (1) 船員暫定基準賃銀（新家族手当を含む）は、現行給与額（家族手当を含む）の平均六割増とする。
 - (2) 新家族手当は、扶養家族一人について月額五百円とする。
 - (3) 海上給の建前及び海上給と陸上給との比率は、三月調停の際に協定の通り、現制度は複利していき、是を簡易化する目的に、加給金、分割費制度を廃止し、新本給を決定すべく両当事者間で細目を定めること。
 - (4) 細目協定においては、前三項の範囲を逸脱せざる程度において、平均の是正に留意し、合理的なものを決定することに努めること。
 - (5) 右は本年七月一日に適用及実施すること。
- （註）七月適用及による差額補給金は、年内に支拂うべく努めること。

第二

この二、において、先般中央労務委員会では決定せられた官業労働者に対する措置の例に従って、本年六月以前に赤字が問題となるものがある。しかしながら本委員会では、労働者側委員の反対もあり右については船員に於いて適用するものがあるもの、その赤字を補償することは、この際急務であるべきであるとの認識に至った。

第三

更に本委員会は、新に設定される暫定基準賃銀をして、適に船員の生活維持に努めし、効果あらしめんがため、凡の措置を採るよう努めする。

- (1) 船舶運営会は、本調停案賃銀に準じて、今後労働者の生活改善、労働の他の事情に於て必要とする方策を研究決定すること。臨時船員給与委員会（假称）を直ちに設けること。
- (2) 右の委員会には、両当事者代表以外の者も加え、且つ団体交渉的のものとする。純技術的研究査定機関たるの性格とすること。肝要である。
- (3) この委員会の構成及び運用については、船員中央労務委員会の見を徴すること。

第四 諸手当の増額

- 本件に關する組合要求は、内容広範囲にわたっているが、本委員会は慎重審議をした結果、凡に要約して結論を出したるをもつて、
- (1) 両当事者は速かにこの線に副い必要を協定を行い実施すること。
 - (2) 乗船特別手当の問題は、両当事者間で意見一致を見たる五百円未満の枠内に入るものとする。その細目協定において適当に定めること。但し、組合要求の最高制限撤廃は、制限額の問題は別として、本手当の主旨に鑑み同意し難い。
 - (3) 機内給手当は、機内都普通船員に於て月額百四十円を支給すること。石炭の焚火又は運搬に従事するものに対しては、更に月額二十円を支給すること。
- 本項の実施期日は、この調停案を両当事者が受諾し決定を見たる

月よりとする事。
高級船員に付しても概部手当を支給すべしとの組合要求は、その主旨を一定諒とするも、暫定基準賃銀、その他の肉題とも関連性があるから尚研究を要し、今直ちにこれを実施するには難点がある。

(三) 船匠道員手当は月額二百円を支給すること。
本項の実施期日は前項に同じ。

(四) 各種事務手当の増額については、事務手当の真に適正な額と内容に相当の研究を要し、早急に決定すること加困難である。しかし、から、現行事務手当額は概部の事務以外の事務に從事することにより、事務手当の本質上、現状においては、不当に低額である事實を認め、従つて組合要求の額をそのまゝ承認し難いが、現行事務手当決定当時の本給と、新暫定基準賃銀内における本給との比較、物価の変動、その他の条件を考慮した結果、凡の事件に随つてその額を改正すべきを要すると認め、
111 是率制のものには、率を変更することなく、新支給に對して適用すること。

(12) 定額制のものには、現行額の約七倍を目標とすること。
(13) 定額制のものには、現行額をその率で算出する。決定を見る事。

(14) 出勤手当は、現行自給給付の増額と出勤給付の増額を比較し、現行出勤手当額及び賃銀六割増等の諸条件を考慮し、適正な手当を決定すること。

勤務員手当は、陸上従業員の手当と視みあわせて決定すること。
本項の実施期日は、(四)の例に習ひそれを見決定を見る月よりとす。

第五、職務手当の制定

職務手当を制定し、賃銀体系を合理化せんとする組合の主張は一応諒とするも、本件は軽々に取扱はるべきでなく、船内における地位、責任の程度、職責、その他の条件を勘案し、両当事者間で十分協議し、適正なものであると決定するよう取計うこと。

第六、船内食料の完全支給

本件に關する組合の要求は、既に船員法で制定されるところを實行せよとの主旨であるから当然であり、一方、運営会が主張するところの現状においては、食料品入手が極めて困難であるとの旨も諒解し得るところである。しかしながら、船員法所定の食料表は、現在の口情に依りて暫定のものであるから、この実行に對しては、政府、使用者ともに責任を有することである。本委員会は審議の結果、現在在實行中の食料について資料(本年十一月基準)より算出せる運賃会の教掌(別表一)を採用し、本調停案に基き協定成立の月より取敢え、船員一名について月額一千七百円(全食、調味料、副食費代、但し附帶費を含む)をもつて、船員法施行規則一号表の三を實行すべく関係当事者が積極的に努力すべきであると認める。

第七

結婚資金の支給

本件に關する組合の主張は、整理から必要であるが、結婚の資金を支給するといふことの可否を決定するには多くの問題がある。しかしながら、現在の様な状況が続く限り、必要なる費用捻出が困難であることは事実であるから、本委員会は、運営会の主張を採用し、左の如く措置することと適宜と認めらる。

結婚に際して費用の一部に充てるため三千円を貸与すること。

尚貸与の条件については、両当事者間で協議決定のこと。

第八

船内文化費の増額

船内文化費の必要性は既に認められてゐるところであり、組合の要求も整理からめものと考えらるが、適正額の決定には種々の議論がある。従つて船内文化費割定當時からの物価の上りの程度に依り、月額三十円に留めるのを適宜と認めらる。

尚船内文化費の使途については、更に研究なし、有效ならしめるべく勧告する。

【むすび】

以上第一より第八まで、本調停委員会において得た結論に基く調停案であるが、本委員会は、政府に対し特に厄の事項を勧告するものがある。

一 政府は、勤労所得税の税制体系について根本的に検討を加え改善せられたい。

二 現在の制度によれば、如何に収入を増加しようとも増額に依り税金の占める割合が甚しく増大する結果として、實質的増額は確保せられぬ。この事によつて低能率者に比し高能率者、予備中の者に比し、乗船勤務する者が、恵まれざる状態に置かれ、勤労意欲の向上に影響するところ甚大である。又現状の如く、最低生活を辛うじて維持し得る程度の賃金しか得られないうちに、最低生活を支うじ、維持である。政府財源との見合も考慮せざるを得ない。是は極めて重要な問題である。問題にとゞまらず、労働対策として、勤労所得税の改善は絶対必要であると考えらる。

三 法律に定められた船員食料が確保せられないことは、本件に關し罰則があり、しかも統制が續く限り政府に重大な責任がある。政府は、船員食料の配給確保に對する適切な手段を速かに講じ、船員法所定の食料入手につき不安を生ぜしめざる措置をとるよう強く勧告する。

以上

(a) 採用案

【別 表】

総理庁統計局消費者價格調査 = ヲレバ (中労委、モ、ヲ採用) 本年9月以降ヲ異動
ナキモノト考エタ場合

乙地 5人家族 / 4月生計費 4820円
コレヲ 船員平均 2.17人家族 = 換算スレバ

$$\textcircled{A} \quad 4820円 \times 0.54 = 2603円 \quad \textcircled{A}$$

$$\textcircled{B} \quad 2603円 \times 0.85 = 2213円 \quad \textcircled{B}$$

$$\textcircled{C} \quad 2213円 \div 0.76 = 2912円 \quad \textcircled{C}$$

③ ヲ 船員ガ予備中、最低賃金 平均額トスルハ 現在、自宅待機中 高級、普通船員
平均給與総額ト、比率ヲ求メレバ

$$\text{現在} \left\{ \begin{array}{l} \text{本 給 分割賞與 家族手当 加給金} \\ \text{平均} \quad 420円 + (420円 \times 0.33) + (150円 \times 1.17) + 1053円 = 1787円 \end{array} \right. \quad \textcircled{D}$$

$$\textcircled{C} \quad = \frac{2912円}{1787円} = \underline{\underline{1.629円}} \quad \textcircled{D}$$

(b) 労働側委員案

3月 { 前回調停案 (富吏ノ200円ベースニ準拠) 提示當時 } ノ消費者價格ヨリ (a) 案ノ
方法ニテ 船員最低生計費ヲ求メレバ

④ $2913 \text{ 月} \times 0.54 \times 0.85 \div 0.76 = 1758 \text{ 月}$ -----

③ 3月調停案 = 於此高級普通平均、予備中給與ハ 1340 月 -----

⑤ ハ当時決定セル給與 = 対此修正セルハナラナラ率ニナル
3月、消費額價格ト7月〜12月平均（9月以降10%宛止昇ト假定スル）、消費者價格ニヨリ
物価、上昇ニ対スル修正率ヲ求メルハ

⑥ $57304 \div 2913 \text{ 月} = 1.97$ -----

⑦ $2.60 \times ⑥ = 2.60$ -----

⑧ ハ新タニ求メトスル最低賃金、3月調停案ニ対スル修正率ニナル
然レニ現給與ハ3月調停案 = $\frac{2}{3}$ ヲ乗ジナルモナルヲ以テ現給與ニ対スル修正率ヲ求メルハ
 $2.60 \times \frac{2}{3} = 1.95$ -----

⑨ ハ全員ヲ最低生活ノ線ニ押シツケル場合、率ニナル
現在、高級普通、給與差率ヲ保ツタメニ必要ナ割増 2% ヲ加味スルト

$1.95 \times 1.07 = 2.09$

(C) 運営會資料 = 基ノ食糧費

積込量

新船員法施行規則ニヨリ食糧積込量及金額表

品名	一人一日當量	積込量	品名	一人一日當量	積込量
米	700g	700g	獸肉	300g (米30g)	435g (約14)
味噌	31g	31g		(粟270g)	643g (約17)
正油	0.13合	0.13合	野菜	440g	880g (約23)
塩	10g	10g	漬物	100g	125g (約33)

※ 上記積込量ニ対スル品種別ノ可食量ハ獸肉骨平均約 70%
魚骨平均 42%、野菜約 50%、漬物約 80% トスル

(2) 熱量

品名	100gノ熱量	積込量ニ対スル一人一日當熱量
米	341 kcal	$341 \times 7.0 = 2387 \text{ kcal}$
味噌	130 "	$130 \times 0.31 = 40 \text{ "}$
正油	—	—
塩	—	—
獸肉骨平均	192 (6種平均)	$192 \times 0.43 = 83 \text{ "}$

生食 付	120 (20種平均)	120 " X 6.43 = 772 "
野菜	30 (")	30 " X 8.8 = 264 "
漬物	45 (3種平均)	45 " X 1.25 = 56 "
計		3602 カロリー (内計食品 1750)

※ 積込量 = 対2人熱量 13602 カロリー - 1750 カロリー = 本表可食量 = 対2人熱量 12986 カロリー = 774

(3) 金額

品名	單	価	積込量 = 対2人 - 1日當 金額
米	1斗 (15)	14.85	149 X 7.0 = 10.743
味噌	"	8.53	185 X 0.31 = .26
醤油	1升	20.80	0.138 = .27
塩	1斗	5.58	10瓦 = .06
獣肉	1斗 (15) 平均値	184.25	18.43 X 0.43 = 7.92
生食 菜	"	38.41	3.84 X 6.43 = 24.69
野菜	"	9.94	0.99 X 8.8 = 8.71
漬物	(15)	26.27	2.63 X 1.25 = 3.29
計		55.63 (内計食品 44.61)	

※ 本表使用ノ單價ハ本会資料ニヨル

食費月額 55.63 X 30 = 1668.90
副食費月額 44.61 X 30 = 1338.30

昭和二十二年十二月十三日

全日本海員組合
組合長 陰 山 壽

船員中央労働委員会
調停委員会委員長

福原敬次 殿

調停案に対する回答

今次調停案の内容を検討するに組合要求の主要目標である賃金の決定にあつては、合理的根拠並に大割増の算出に使用された資料及計算方法は不完全且つ不充分なものであると認めざるを得ない。われわれの主張は船員の給与は生計費を基準としての最低賃金制の確立にあり、その理論的根拠が完全に承認され得なかつた点に於て重大なる不満の意を表せざるを得ない。従つてわれわれの目標とするところは、最低生活保証給としての賃金は遂に実現せられず、船員生活の不安は依然として解消され得ない。又六割増の枠内に新家族手きの五百円を含めたことのために、調停案による新給の合理的な設定は甚だ困難である。次に諸手きの増額並に船内食糧の完全支給の項目については、実施期日の決定について特に不満である。然し乍ら窮迫せる船員生活は、かゝる不満足な調停案をすう受諾せざるを得ない現状にある。依つて本組合は今次調停案に対して全般的に左記條件の完全なる実現を前提としてこれを受諾するものである。

- 一 調停案による新暫定給与は家族手当五百円と六割増の枠内に含めたるため、これによる新給与の設定は甚だ不合理なものとなりざるを得ない。これが是正は早急の間に給与の増額によつて行われねばならない。
- 二 本月二十五日迄に七月通支実施の差額金の金額を支拂われること。
- 三 船舶運営会に対し本調停案の細目協定を本月二十五日迄に実施せしむること。
- 四 臨時給与委員会に因り天歩種その他法的に保障された労働者の権利を拘束しないものであること。
- 五 勤労者に対する税制と根本的に是正すること。
- 六 生活必需品の完全配給 船員用物資の配給を確立すること。
- 七 船員給与審議会を促進し船員給与の根本的改善を早急に実施すること。

以上

昭和二十二年十二月十七日

船舶運営会
理事長 渡辺 一 良

船員中央労働委員会
全日本海員組合対船舶運営会
争議調停委員会
委員長 福 泉 敬 次 殿

貴調停案に対する回答書

昭和二十二年十一月十五日全日本海員組合より船員中央労働委員会に申請された本会との間の争議調停に關し貴委員会が提示されました十二月八日の調停案に対し慎重検討の結果本会としての意向を左の通り御回答申し上げます。

御提示の貴案はさきに本会が貴委員会に提出御審議をお願ひ致しました対策と其の思想において且又内容において必ずしも一致せず或る種の項目についてはなお相当の懸隔あることを認められますが貴案の不満足した線は大局的に本争議を安結に導く爲に得られずした並々ならぬ御努力の結果あることに思ひを致し御調停の主旨は原則としてこれを諒承し其の實現のために最善の努力を致します。

特に早急支出を要する貴案第一の内の内の註に示された差額補給金に

相当する金額の支出に回しては差当り官公吏の臨時措置に依り給料の
二ヵ月分を十二月二十五日まで支給するよう手配いたします。
なおその他の各項目についても相当者間の細目審議を大急に進めると
ともに政府の認可を得るよう極力努力致す所存であります。

覚書

昭和二十二年十二月八日付の本調停委員会の調停案に対し全日本海員組合
よりは受諾の回答あり、船舶運営会よりは調停案の趣旨を諒解し実現に努
力する旨の回答があった。従つて爰に調停成立した。依つて左記諒解事項
を明らかにする。

諒解事項

①差額補給金の内渡金として式月分相当額は取り敢えず十二月二十五日迄に
支給するよう手配すること。

②其の他の細目に付いては十二月二十五日迄に協定成立を目途として直ちに
協議を開始すること。

③運営会は昭和二十三年一月二十五日までには本調停案に基づいた船員暫定基
準賃金を実施すべく必要措置を完了すること。

昭和二十二年十二月十九日

調停委員長

福原敬次

船舶運営会理事長

渡辺一良

全日本海員組合組合長

陰山一壽

船員法抜萃

第八十條 船舶所有者は、船員の乗船中命令の定めるところにより、これに食料を支給しなければならない。
遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする船舶で総トン数七百トン以上のもの又は命令の定める漁船に乗り組む船員に支給する食料は、主務大臣の定める食料表によらなければならない。
第三百十條 船舶所有者が（中略）第八十条（中略）の規定に違反し、又は第七十三條の規定に基いて発する命令に違反したときは、六箇月以下の徴収又は五ヶ月以下の罰金に処する。

船員法施行規則抜萃

第五十條 船舶所有者は、船員が乗船し、航海、荷役、船舶保全その他の船務に従事する期間中にその費用で水に食料を支給しなければならない。
第五十二條 法第八十條第二項に規定する食料表は、第五十三條に規定する船舶を除いて第一号表の一とする。
第八十六條 第五十二條の適用については、当分の間第一号表の三によるものとする。

第一号表の一

船員標準食料表

品名	数量	熱量
主 食	785 732	2,666 701-
肉 類	330 "	495 "
魚 類	550 "	220 "
豆 類	30 "	120 "
食 油	100 "	90 "
食 塩	50 "	75 "
食 糖	30 "	—
食 粉	100 "	40 "
食 砂	200 "	—
食 物	800 "	—
計		3,706 "

備考

1. 本表は、船員標準食料表に於て、船舶の種類、航海の状況その他により適宜増減する可き食料量と、質の頭等、野菜の皮等とを差引いた量とを算出する。
2. 本表は、船員標準食料表に於て、船舶の種類、航海の状況その他により適宜増減する可き食料量と、質の頭等、野菜の皮等とを差引いた量とを算出する。
3. 本表は、船員標準食料表に於て、船舶の種類、航海の状況その他により適宜増減する可き食料量と、質の頭等、野菜の皮等とを差引いた量とを算出する。

清水使用量は、一人一日二リットル以上確保すること。

船員待遇問題に、肉し船員中央労働委員会へ提訴の
全日海組の要求、調停案並びに現状

昭和二二、一二、八

項目	要求	調停案	現状	備考
一、最低賃金 制の確立	(イ) 家族手当以外の純収入を 二倍とする (ロ) 家族手当は一、五〇〇円 (ハ) 加給金廃止、新給給設置 七月一日に遡及実施	現状の六割増 (右の内家族手当五〇〇円 を含む) 労制改革の要あり (対政府)	平均給与 (二六〇〇ベース現行給) (高級船員) 乗船中 三、七三三 予備中 二、四八九 (普通船員) 乗船中 二、一三三 予備中 一、四二三	二八〇〇円ベース との差額は一 時手当金として 十二月分迄支給 手配済 (三ヶ月分)
二、諸手当の増額	(イ) 乗船手当、航海手当は五〇 〇元未満のものを五〇〇元以上 と同様とする (ロ) 東船特別手当の最高限額を 機内部長(予)当 高級、普通共月額二〇〇円 焚火、石炭運搬者は三〇〇円 加給 (ハ) 船匠道具手当月額三〇〇円 (ニ) 各種労働者手当増額 出勤手当、勤務員手当 の増額	(イ) 要求の通り (ロ) 航海中、五〇〇円止り 航海中、七五〇円止り 協定成立 (ハ) 普通船員に對し月額 百四十円、焚火運搬は焚火 月額二百四十円、船匠の月 額は定率制のものは率と 変更することなく、新 本給に對して適用す ること (ニ) 定額制のものは、現行 額の約七倍を目標準 とする (ハ) 出勤手当は、現行自宅待 加給金と出勤待機加 給金の差額並みに現 行出勤手当額及び賃	(イ) 五〇〇元以上は本給に對 する定率制、五〇〇元未 滿は定額制 (ロ) 航海中 二五〇円止り 航海中 一二五円止り (ハ) 普通船員のみ支給月額 二〇〇円 焚火、石炭運搬者は 三〇〇円加給 (ニ) 月額 三〇〇円 各種労働者手当 出勤手当 本給により月額 二月 三円 四月 五円 勤務員に對する手当は 本給により月額七月五〇銭 九月、一〇円	

三、職務手当の増定	新職務手当設置	全六割増し等の諸条件を考慮し適正妥当な額を決定する	職務判子当なし。但し東船手当は船長につき特例を認めてゐる
四、船内食糧の完全支給	金額は月額 (八・三・二の支給 (附帯費を除き))	附帯費を除き 月額一七〇〇円 船内食糧配給制度改善の要あり(州政府)	附帯費を除き八〇〇円
五、結省資金	六、〇〇〇円支給	一年以上勤続者に対し三、〇〇〇円貸付。貸付条件は両当事者で協議決定のこと	
六、船内文化費	一人当り月額五〇円	一人当り月額三〇円	一人当り月額十円

七、調停案受諾による運営会予算増額調(修正)

一、給子	月額約	六六百万円
二、食料金	月額約	二五百万円
三、労務手当	月額約	二百万円
四、其の他調停案実施に伴い増額を要するもの	月額約	一八百万円
(1) 保険料	月額約	五百万円
(2) 時間外手当	月額約	一〇百万円
(3) 有給休暇	月額約	一六百万円
計	月額約	一一四〇百万円
年度内所要額(九ヶ月分)	約	一〇四〇百万円

運営会諸経費分析

23年度予算分析表



三六八万 (鋼索実収の場合)

22年度予算分析表



均給員 (総理院統計局調)

海軍高層船員	三五八八四六	員
商	三七二五四二	員
交	二二〇二四三	員
飲	三七四三三七	員
カス管氣水道	三一三〇四一	員
工	三〇二九四四	員
全	二二〇八四二	員

23年度予算分佈表



22 年度予算分析表

22年7月平均給與(総理院統計局調)

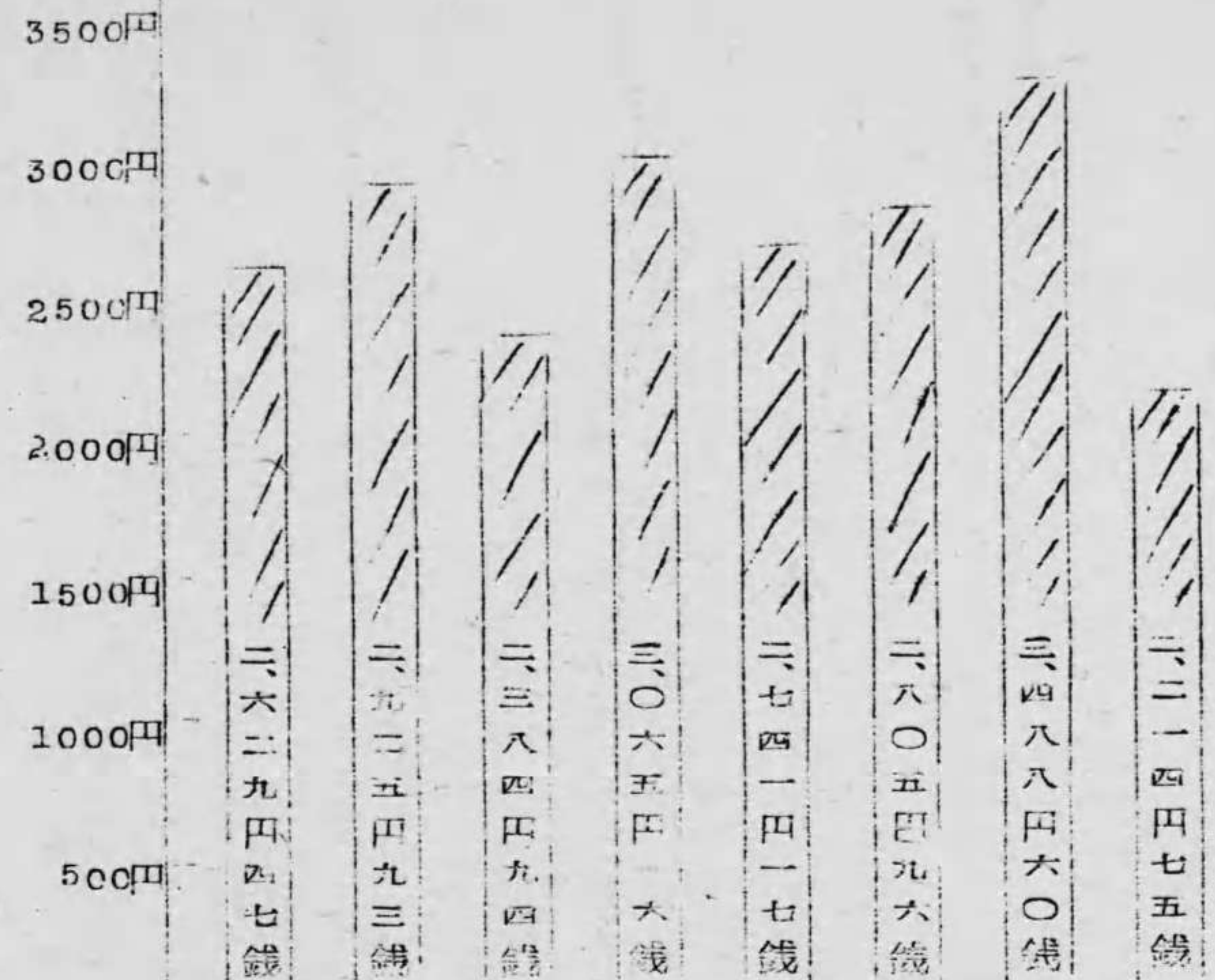
三、〇六五円一銭	二、七四一円一七銭	二、八〇五円九六銭	三、四八八円六〇銭	二、二一四円七五銭	三、〇二九円四五銭	三、一三〇円一四銭	三、七四三円七七銭	三、二〇二円四三銭
交通業	飲業	カス管氣水道	工場	全産業	海運業普通船	石炭業坑内	商業	交
務	老	職						

員の主食並に副食物の配給について又是我日海運事業の重要性と船員労務の特殊性に鑑み優先的に且質的にも考慮を拂われる様依頼された及、今度更に、主食及味噌・醬油について別紙のとおり取計らいなかつたから右丁知の上貴官自ら関係地方長官と密接なる連絡を回し実質向上と極力善処せられると共に地方單位の主食の割当協議会等あらは貴官は勿論、労務者側の海員組合代表とも参画せしむる様盡力ありたい。

なお地方船員食糧委員会については予てより格別の御盡力を煩してゐるが、一部地方にあつてはその活動の範圍が單に配給上の面のみ止まつてゐるやに聞き及んでゐるが、同委員會としては配給面のみならず物資の確保にも盡力せらるゝよう格段の御配意を頼いた。追而主食の各地の配給状況（七月分）は別表のとをりてあつて一般陸上に比し何等特別の考慮を拂われない地方及び未だ回答のない地方は至急その理由を報告されたい。

道而主食の各地の飢饉状況へ七月分へは別表のとをりてあつて一般陸上に比し何等特別の考慮を拂わねない地方及び未だ回答のない地方は至急その理由を報告されたい。

22年7月平



労働者

十

海員勤第七六三号

昭和二十二年八月二十五日

各海運局長、支局長
各海運監理部長、支部長 殿

海運総局長官

船員に対する主食及調味料の配給について

右についてはさきに農林省関係当局よりニニ食糧第一一五三号を以て関係地方長官宛に船員の主食並に副食物の配給については我が海運事業の重要性と船員労務の特殊性に鑑み優先的に且質的にも考慮を拂われる様依頼されたが、今度更に、主食及味噌、醬油について別紙のとおり取計らいなかつたから右丁知の上貴官自ら関係地方長官と密接なる連絡をとり実質向上と極力善処せられると共に地方軍佐の主食の割当協議金等あらは貴官は勿論、労務側側の海員組合代表とも参画せしむる様盡力ありたい。

なお地方船員食糧委員会については予より格別の御盡力を煩し、一部地方にあつてはその活動の範囲を單に配給上の面のみに止まつてゐるやに聞き及んでゐるが、同委員会としては配給面のみならず物資の確保にも盡力せられるよう格段の御配意を願ひたい。宜而主食の各地の配給状況へ七月分は別表のとおりをあらつて一般陸上に比し何等特別の考慮を拂われない地方及び未だ回答のない地方は至急その理由を報告されたい。

二二食糧第三三九二号(米麦)

昭和二十二年八月二十二日

県知事 殿

食糧管理局 局長 官

船員に対する主要食糧の配給に關する件

船員に対する主要食糧の配給に關しては、その優先的配給にこそ予てより格段の御配慮を願
わして、この次第であるが、船員の海上勤務の特殊性に鑑み、その配給品目につき、資力的にも考慮
を拂うの要があることを認め、その現下の端境期の米穀の需給事情は極めて困難な折柄では
あるが、船員用の配給は可及的優先的に米麦を以て充たし、或は輸入食糧等を以て補填する場
合に於ても、努めて主食用の食糧を以て配給を実施せられ、極特別の御措置を相成し度

二二食糧第一四九〇号

昭和二十二年八月二十日

農林省食品局長 殿

農林省食品局長

船員用味噌醬油の配給に關する件

船員用味噌醬油の配給については種々御配慮に預つて、いるが海上輸送の任務に從事する
船員労務の特殊性に鑑み、特に配給の確保を期する要があるから、特段の御配慮により之を
供給方依頼する。 追而右は(都道府県)割当の給食用その他から配給せられたり。

海員勤第六七一号

昭和二十二年七月二十八日

海運総局船員局長

各海運局長 支局長 殿
各海運監理部長 支部長

船員に対する水産物の配給について

曩に船員に対する主要食糧並に副食物の配給について食料管理局長官並に
農林省食品局長より各地方長官に宛て、我口海運事業の重要性と船員の海上
勤務の特殊性に鑑み、船員用については優先的に取計う様通牒な出され、たが
今度水産物についても農林省水産局長より別紙のとおり同様の取計いあり
つたから御了知願いたい。

二二局第一六四五号

昭和二十二年七月二十五日

農林省 水産局長

関係地方長官 殿

船員に対する水産物の配給に関する件

右についてはやより格別の配慮を煩わしうする次第であるが現在に於ける我口海運事情は愈々その重要性を加えていくと共に船員の海上労務の特殊性に鑑みこれら船員の配給は量質共に優先的に確保しなければならぬ事情にあるので貴省下の水産物についても船員に対しても特に優先的に確保配給の措置を講ぜらるゝやう格段の配慮を願いたい

参甲第八六号

案	起
昭和三十一年一月一日	上奏昭和三十一年一月三十日
昭和三十一年一月一日	施行昭和三十一年一月三十日
昭和三十一年一月一日	公布昭和三十一年一月三十日

内閣総理大臣 山

内閣官房長官

内閣事務官

内閣官房次長

吉田國務大臣

三木國務大臣

水谷國務大臣

鈴木國務大臣

齋藤國務大臣

森戸國務大臣

栗栖國務大臣

竹田國務大臣

西尾國務大臣

永村國務大臣

米窪國務大臣

北村國務大臣

一松國務大臣

和田國務大臣

笹森國務大臣

波多野國務大臣

別紙第一回國會における参議院の

水害に対する迅速な應急策と治水

三